

平成26年3月制定
平成30年3月改正

いじめ防止基本方針

高知県立四万十高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、「社会の変化に主体的に対応できる豊かな心と強い意志、幅広い知識を持った人間の育成」を教育基本方針に掲げ、自然と共に鳴り調和して生きる感性豊かな生徒、進展する社会に適切に対応し知的・創造的に生きる生徒の育成を目指している。こうした教育を実現していくためには、いじめの問題の克服が重要な課題となる。

国及び高知県の基本的な方針に基づき、教職員、家庭、地域住民及び地域の関係機関が緊密に連携し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、本校における「いじめ防止基本方針」を以下のとおり定める。

1 いじめの防止の対策に関する基本理念

いじめの防止のための対策は、いじめが全ての生徒に関する問題であることに留意し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることをねらいとして行わなければならない。全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、関係者は子どもたちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに課題を解消していく道筋や、解消のあるべき姿について認識を共有することが必要である。その上で、いじめを受けた生徒の生命と心身を保護するため、保護者、地域住民、心理や福祉等の専門的知識を有する者、警察その他の関係者と連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つとともに、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しないように努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等（仲間はずれ・無視・陰口を含む）の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が

被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の無秩序性や閉塞性、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようになることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、本校におけるいじめ防止対策推進委員会、生徒支援委員会を活用して組織的に行う。

4 いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策推進法及び高知県いじめ防止基本方針に基づき、同法第22条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の本校における名称を、「いじめ防止対策委員会」とする。

(1) いじめ防止対策委員会の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。学期に1回程度、心理や福祉等の専門的知識を有する外部有識者を含めた定例会を開催する。いじめに係る疑いがあるときは、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体とし、当該事案の性質に応じて法律の専門家を加える。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う。

本委員会の具体的な役割は次のとおりとする。

- いじめ防止基本方針の策定と見直し
- いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成と取り組みの実施
- いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の進捗状況の評価・検証・修正
- いじめ防止に係る教職員の資質向上のための校内研修の企画・実施・評価
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報及び児童生徒の問題行動等に係る情報の収集、記録及び関係教職員間の情報共有の推進
- いじめの疑いに係る情報があった場合の対応の実施主体
緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等についての対応方針等を立案し、学校としての組織的対応の実施主体となる。
- 重大事態の調査のための組織を本校に設置する場合の母体

(2) いじめ防止対策委員会の構成員

いじめ防止委員会は、本校職員（校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター）と外部有識者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）で構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、地方法務局職員、窪川警察署生活安全課職員など事案対応の判断に必要な専門的知識を有する者を加える。

(3) 運営上の留意点

- 学期に1回程度、心理や福祉等の専門的知識を有する外部有識者を含めた定例会を開催する。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体とし、当該事案の性質に応じて法律の専門家を加える。

5 いじめ防止のための取組

(1) 学校づくり・授業づくり

- すべての生徒が主体的に取り組むことができるよう授業の手立てを工夫し、全教職員でわかる授業づくりに取り組む体制をつくっていく。
- 教科指導の観点からだけではなく、生徒育成の観点から授業を参考にし合い、全教職員が力を合わせ、安心して質問したり発表したりできる授業づくりを行う。

(2) 集団づくり・生徒理解

- 互いを認め合える学級の雰囲気作りを授業、ロングホーム、学校行事を通して作りだしていく。
- 障害（発達障害を含む）や環境に伴う困難等を有する生徒がいることについての理解を深める。
- 人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めいくことができるロングホーム、学校行事等を計画する。
- ホームルーム・学年単位の指導を、いじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、全ての学年・学級においても必ず指導を行う。

(3) 生徒指導

- 授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置付けた取り組みの推進を図る。
- チャイムが鳴ったら着席することや、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として徹底していくことを確認する。
- 規則を守ることはもとより、規則として定めている趣旨を理解して行動できるよう、場の持つ意味を丁寧に教えることや他の生徒の気持ちを考えて自らの行動や気持ちを振返る機会を設ける。

(4) 情報モラル教育の推進

- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な被害を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、適切に対応できるように、生徒に対する情報モラル教育を推進する。

(5) 教職員の資質能力の向上

- すべての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめに対する認知力・対応力

の向上や、学校としての阻止的な対応を図るための校内研修を年に複数回実施する。

- 授業を担当するすべての教職員が、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業研究を進め、互いの授業参観を通して互いの授業を学び合い、工夫した成果を共有できるよう、年間指導計画に基づき、公開授業を実施していく。
- 生徒の不適切な言動に接したときは、発達段階の途上である生徒の心情を理解したうえで生き方・在り方の視点に立って指導し、生徒が自らの行動を納得して反省できるよう促す。また、教職員の不適切な態度や言動が、生徒の差別意識や力（物理的あるいは数的優位に基づく）に頼る姿勢を持たすことがないよう細心の注意を払うとともに、人を尊ぶ姿勢を伝えていく。
- すべての生徒が人を尊び、いじめをしない、させない取組の意義を理解して日常を過ごしているか、定期的に学年団でチェックし、定例生徒支援委員会において情報共有を行う。

6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員と保護者等が連携し、次のような点に留意して生徒のささいな変化を見逃さないことが必要である。
 - ・ 出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。
 - ・ クラスの様子をホームルーム日誌の記述内容に注意する。
 - ・ 個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で交わされる日記等を活用する。
 - ・ 保健室の様子を聞く。
 - ・ 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 生徒の変化は、日常の行動観察だけではなく、教育相談や個人面談の機会を計画的に実施することや学校生活アンケートの活用など、学校としての意図的・計画的な取り組みが必要である。また、これらのことと併せて、教職員一人一人の視点や判断力を広め高めるための校内研修を企画・実施することも重要である。
- 生徒の変化等に気づいた場合は、その変化の実態を複数で確認できるよう正副担任、学年団、養護教諭等の間で速やかに連絡し合うことが重要である。
- 遊びやふざけのようにも見えるものでも気になる行為があった場合には、5 W 1 H (いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように) を簡潔にメモし、いじめ防止対策委員会に速やかに報告する。
- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、情報を共有するとともにその後の対応を考える体制をつくる。
- 生徒が教職員に情報を伝えてくれたり相談してくれたりした場合には、その思いをしっかりと親身になって受け止める（軽々しくいじめの可能性を否定するような応答したり、肯定も含め断定的な印象を持たれたりしないように留意する）。
- 児童生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」等の周知をする。

(2) いじめの対応

- 学校の教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合は、いじめ防止対策委員会に速やかに報告し、組織的に対応する。
- いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後、事実関係を確認の上、組織としての

対応方針を決定し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。

- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめた生徒に対して必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。
- 生徒の人格の成長に主眼を起き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方方に立ち、いじめが解消した後も、その後の経過を慎重に見守り続ける。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 情報モラル教育が日々の行動に生かされるよう家庭と連携して取り組む。

7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている生徒を取り巻く諸問題や、生徒のサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の生徒を育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会においても学校のいじめ問題の取組について協議を行う。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ防止対策委員会を基に、事態の解決に必要な専門的力量を有する専門家を加えるとともに、公平性・中立性、機動性等を確保するため一部の委員を除くなどして重大事態に対応するための委員会（以下、「重大事態対応委員会」という。）を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態対応委員会を設ける。学校が調査の主体となるときは、この組織の構成については、いじめ防止対策委員会を母体とし、県教育委員会からの助言に基づき、当該重大事態の状況に応じて適切な専門家を加える等、当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

いじめ防止に係る組織的な対応（概念図）

